

令和4年度茨城県消費者教育啓発講座業務委託仕様書

1 業務の名称

令和4年度茨城県消費者教育啓発講座業務

2 業務の目的

高齢者等の見守りに必要な知識と適切な対処法を習得するための研修を実施することにより、地域における消費者被害の未然防止を図る。

3 実施期間

契約締結の日から委託業務終了日又は令和5年3月31日のいずれか早い日まで

4 受講対象者

県内の民生委員、福祉・医療関係者等を始め、高齢者の見守りに関心のある方（以下「民生委員等」という。）

5 委託業務の内容

令和4年度茨城県消費者教育啓発講座の開催、運営等

(1) 講座の企画・立案

ア 研修の内容

- ・民生委員等が基本的な消費者問題について広く学ぶとともに、高齢者の被害を防ぐためのポイントや具体的な対応を学べるよう、研修科目及び内容等を決定すること。
- ・受講者の年齢層、職層等を考慮し、分かりやすい研修方法を工夫すること。
- ・集合研修及びオンライン研修を行うこと。なお、集合研修については、講義のみではなく参加者自身が主体的に参加できるよう工夫すること。

イ 実施回数等

- ・集合研修は、水戸市内において2時間半程度で1日間開催すること。
なお、新型コロナウイルス感染症の拡大等により会場での開催が困難となった場合は、オンライン研修に切り替えて実施すること。
- ・オンライン研修は、1日当たり2時間程度ウェブ会議システムにより実施するものとし、異なる内容で計4日間開催すること。また、計5日間の研修の録画映像を後日限定配信すること。

・集合研修及びオンライン研修（ウェブ会議システム）の参加人数は1日当たり40名程度とする。

・実施時期は、茨城県消費生活センター（以下「県センター」という。）と協議して決定する。

（2）研修の管理運営等

ア 講師の手配、連絡調整

・講師は各分野の専門家を招聘し、選定に当たっては県センターと協議すること。

イ 周知用ポスター（A2判 400枚）及びリーフレット（A4判 9,000枚）の作成

・ポスター及びリーフレットは、ホームページ掲載用PDFデータと併せて県センターへ納品すること。

ウ ウェブ会議システムの運用（事前の接続確認を含む。）

エ 研修当日の事務処理及び運営

オ 県センターとの連絡調整

カ 出席者名簿の作成、受講状況の把握

キ 研修資料（レジюме、テキスト）の作成、購入

ク 受講者へのアンケートの作成、配布、とりまとめ

ケ 動画の作成及び配信

コ その他講座運営に必要な業務

なお、会場使用料、講師への旅費及び謝金の支払い等、開催に係る全ての費用は受託者が負担すること。

また、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行うこと。

6 県センターの業務

（1）広報

（2）民生委員等への周知

（3）受講申込みの受付、受講者への連絡等

7 その他

本仕様書に記載されている内容に疑義が生じた場合は、県センターと受託者が協議のうえ決定することとする。ただし、県センターと受託者との協議においても疑義が解決しない場合には、受託者は県センターの指示に従うこととする。